



高田重雄 議員

阿部田地区土地区画 整理事業について

問 土地区画整理事業のこれまでの経緯と事業にかかった費用について伺いたい。

答 建設部長 この土地区画整理事業は、雨引地区の市街化が進まなかったことから、平成二年策定の大和村市街地整備基本計画に基づいて取り組みを始めたものです。平成三年から四年に全体整備構想を策定するとともに、地権者の意向調査を行い、平成五年に阿部田地区二十六ヘクタールを先行整備地区として事業化を推進したものです。

その後、平成七年から十年にかけて、土地二十三筆、一万八、一五八平方メートルを一億八、六〇三万九、一〇〇円で先行取得しましたが、景気の低迷等が影響し、事業のめどが立たず休止状態になっていました。

合併後は、都市計画審議会、建設経済常任委員会、議会全員協議会において事業中止が承認され、地元受益者対象の事業中止報告会開催により、事業は事実上廃止となりました。その後、先行取得した土地は行政

財産から普通財産に変更しましたが、現状において有効な手段もなく、土地の処分を視野に入れ財政課に引き継いだものです。

また、これまでにかかった総費用は三億八、五五六万四、〇〇〇円です。なお、土地の買収価格は、事業地区の代表的な土地の不動産価格、及び周辺の取引事例調査をもとに定めたものです。

問 この事業の今後の見通しについて伺いたい。

答 総務部長 行政財産から普通財産に所管がえをし、区域内の土地七区画、面積五、一七一平方メートルを、取得額の七割程度の五、六四〇万三、三七二円で六月に公募しましたが、申込者がなく処分できませんでした。現在の地価動向等の推移をみると、土地の処分は厳しいものが予想されますが、価格の見直し等により、売却に向け進めていきたいと考えています。

審議された議案と結果

＊印があるものは内容を掲載しています。

適任	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
適任	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
適任	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
可決	桜川市職員の修学部分休業に関する条例
可決	桜川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
可決	桜川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
可決	桜川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
可決	平成二十一年度桜川市補正予算
可決	一般会計（第2号）
可決	国民健康保険特別会計（第1号）
可決	老人保健特別会計（第1号）
可決	介護保険特別会計（第1号）
可決	桜川市営単土地改良事業の施行について
可決	平成二十年度桜川市歳入歳出決算認定について
可決	一般会計
可決	国民健康保険特別会計
可決	老人保健特別会計
可決	農業集落排水事業特別会計
可決	公共下水道事業特別会計
可決	介護保険特別会計
可決	介護サービス事業特別会計
可決	後期高齢者医療特別会計
可決	水道事業会計
可決	教育予算の拡充を求める意見書

その他の議案 質疑

問 産科医療補償制度が導入されたが、桜川市あるいは近郊の病院の加入状況は。

答 県内一〇〇％の医療機関が加入しています。

問 集落営農法人化緊急整備事業補助金五二三万円の内容について伺う。

答 アグリピア松田の農事組合法人に対して、コンバイン購入に際し、国が二分の一、地元負担が二分の一ということで補助をするものです。

問 新型インフルエンザへの今後の対策・予防について伺う。

答 六月二十三日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、関係機関と連携をとりながら、今後は感染予防の徹底を図っていきます。

問 丁丁非常勤講師六校分の財源内訳は。

答 四小学校においては県の財源、残り二校が市の財源で配置します。

教育予算の拡充を求める意見書

請願に基づき、議員から提出された意見書が可決され、国の関係行政庁に送付しました。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

しかしながら、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中で、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

一方、現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えている。日本の子どもに関する公的支出は、先進国最低レベルであり、諸外国並みの家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策を強めていく必要がある。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

一 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のために、義務制第八次・高校第七次教職員定数改善計画を実施すること。

二 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を二分の一に還元することを含め制度を堅持すること。

三 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算処置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。

四 学校施設設備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

五 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、四十年ぶりに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年九月四日

茨城県桜川市議会

傍聴に
おいで
ください

市議会では、市民の皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されます。市政を身近に知るためにも、ぜひ議会を傍聴してみませんか。なお、本会議の開催日など、詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

桜川市役所 岩瀬庁舎 議会事務局
TEL 0296-75-3111

傍聴手続は 簡単です

手続は簡単です。本会議を傍聴するときは市役所岩瀬庁舎、第2庁舎3階、傍聴席入口で、氏名、住所、年齢を受付簿に記入するだけです。

傍聴席は 先着順で50席

傍聴席は50席です。先着順となっていますことをご了承ください。団体で傍聴を希望するときは、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。